

市第 141 号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24
年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第42条第7号中「イからクまで」を「次」に改め、同号ア中「建
築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に、「耐火建築物又は」
を「耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（）」に、「
準耐火建築物（）」を「準耐火建築物をいい、」に改め、「除く。）
」の次に「（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建
築物）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保
育室等に係る耐火等に関する基準の整備を図るため、横浜市児童福
祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので

提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(設備の基準)

第 42 条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は~~イからクま~~^次に掲げる要件に該当するものとする。

ア ~~耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条~~
~~建築基準法~~
第 9 号の 2 の耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建
築物（同条第 9 号の 3 の~~準耐火建築物をいい、~~同号ロに該当
するものを除く。）~~（保育室等を 3 階以上に設ける建物にあ~~
~~っては、耐火建築物）~~であること。

(イからクまで省略)